

入札説明書

大分県が発注する県産水産物の販売促進キャンペーン業務委託にかかる一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を承知のうえ入札するものとする。

1 公告日

令和6年6月20日（木）

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 県産水産物の販売促進キャンペーン業務
- (2) 履行期間 契約日から令和7年2月28日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうちイベントに該当する資格を有すること。
- (3) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (4) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、同種業務（物品やサービスの消費拡大を目的とした購入者に対するプレゼントキャンペーン及び魚の解体ショー）の直近10年以内（平成26年4月1日以降）の実績を有する者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される

関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札を希望するものは入札参加申請受付期限内に、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）を5に掲げる担当部署に2部提出して承認を得るものとする。なお、入札参加申請に合わせて3の（5）の入札参加条件を満たすことを証明する書類（入札説明書別記様式第3号）を提出することとする。

また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

5 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県農林水産部 漁業管理課 管理予算班

電話 097-506-3920 F A X 097-506-1767

M a i l a16350@pref.oita.lg.jp

6 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

（1）使用言語

日本語

（2）通貨

日本国通貨

7 入札参加申請期限

令和6年6月25日（火）午後3時まで

入札参加申請に合わせて3の（5）の入札参加条件を満たすことを証明する書類（入札説明書別記様式第3号）を提出することと

8 入札説明書に関する質問等

（1）質問方法

質問は、質問票により持参またはメールで行うこととし、メールの場合は必ず電話により受信を確認すること。なお、質問票には担当者の部署、氏名、電話およびメールアドレスをもれなく記入すること。

（2）質問の提出先

上記5に示す担当部署とする。

（3）質問の受付期間

令和6年6月20日（木）から令和6年7月1日（月）までの午前9時から午後5時まで

（4）質問の回答方法

質問に対する回答は、大分県共同利用型電子入札システムにて通知する。

9 入札の方法

入札に参加するものは、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるログインIDおよびパスワードの交付を受けたものに限る。

(1) 入札金額の入力期間

令和6年6月26日（水）午前9時から令和6年7月4日（木）午後5時まで

(2) この入札については、大分県物品等電子入札システム運用基準および大分県電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムの不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札金額は、税抜き金額、1円単位で入力すること。

(4) 落札決定に当たっては、入力した金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に小数第1位以下がある場合はそれを切り捨てるものとする）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に該当する税抜き金額を入力すること。

10 開札の方法

開札は、大分県共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

(1) 開札場所

上記5に掲げる担当部署

(2) 開札日時

令和6年7月5日（金）午前10時

(3) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規程により再度の入札を行う。

この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札及び最低入札価格を別途通知するものとする。

11 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれが無いと認められるときは、入札保証金の全部または一部を免除する。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

13 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入

札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

1 4 最低制限価格に関する事項

設定しない。

1 5 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき若しくは再度入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号または第9号の規程により随意契約を行うものとする